随意契約の状況		担 当 課 : 政策推進課		
		契 約 日 : 令和7年4月1日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
八雲町企業版ふるさと納税業務委託	寄附対象法人の探索、寄 附募集、交渉等の企業営 業代行、訴求力ある広 報、広告等によるプロモ ーション、寄附金の受 付、受領の代行	令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日	北海道二海郡八 雲町内浦町15 3番地 株式会社 木蓮 代表取締役 近藤 安幸	新附受領金額 の19.8% (18%)

随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由

当該事業者は、町が出資している株式会社であり、町と密接不可分の関係にある。まちづくり会社である当該事業者に業務を委託することは、町に縁のある企業を中心とした営業を行う場合に非常に有利であり、他の事業者と比較し確実に寄附金奨励に寄与できると判断するものである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(競争不適)の規定により、随意契約を行ったものである。